

大磯町介護保険条例の一部を改正する条例

大磯町介護保険条例（平成12年大磯町条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条中「20人」を「30人」に改める。

第4条第1項中「平成24年度」を「平成27年度」に、「平成26年度」を「平成29年度」に改め、同項第1号中「26,160円」を「33,000円」に改め、同項第2号中「26,160円」を「49,500円」に改め、同項第3号中「39,240円」を「49,500円」に改め、同項第4号中「52,320円」を「59,400円」に改め、同項第8号中「104,640円」を「135,300円」に改め、同号を同項第13号とし、同項第7号中「91,560円」を「122,100円」に改め、同号を同項第12号とし、同項第6号中「78,480円」を「79,200円」に改め、同号ア中「400万円」を「190万円」に改め、同号イ中「次号イ」の次に「、第9号イ、第10号イ、第11号イ若しくは第12号イ」を加え、同号を同項第7号とし、同号の次に次の4号を加える。

(8) 次のいずれかに該当する者 92,400円

ア 合計所得金額が290万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）又は次号イ、第10号イ、第11号イ若しくは第12号イに該当する者を除く。）

(9) 次のいずれかに該当する者 95,700円

ア 合計所得金額が400万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）又は次号イ、第11号イ若しくは第12号イに該当する者を除く。）

(10) 次のいずれかに該当する者 108,900円

ア 合計所得金額が500万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）又は次号イ若しくは第12号イに該当する者を除く。）

(11) 次のいずれかに該当する者 112,200円

ア 合計所得金額が600万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

第4条第1項第5号中「65,400円」を「75,900円」に改め、同号ア中「に規定する」を「の」に、「200万円」を「120万円」に改め、同号イ中「、次号イ又は第7号イ」を「又は次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ若しくは第12号イ」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 66,000円

第4条第2項及び第3項を削る。

第5条第2項中「よりがたい」を「より難い」に改め、同条第3項中「すべて」を「全て」に改める。

第6条第3項中「ハ」を「ニ」に、「若しくは第4号ロ又は第4条第1項第5号イ、第6号イ若しくは第7号イ」を「、第4号ロ若しくは第5号ロ又は第4条第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イ」に、「から第4号」を「から第5号」に、「第4条第1項第5号から第7号」を「第4条第6号から第13号」に改め、同条第4項中「生じる場合」を「生じたとき」に改める。

第7条中「保険料」を「町長は、保険料」に改め、「町長は」を削る。

第8条中「保険料を納期限までに納付しない場合に」を「町長は、納期限までに保険料を納付しない者があるとき」に改める。

第9条第1項中「6箇月」を「6か月」に改め、同項第1号中「家財又は」を「家財」に、「こと」を「とき」に改め、同項第2号中「死亡したこと」を「死亡したとき」に、「減少したこと」を「減少したとき」に改め、同項第3号中「こと」を「とき」に改め、同項第4号中「これに」を「これらに」に、「こと」を「とき」に改め、同項第5号中「こと」を「とき」に改める。

第10条第1項各号列記以外の部分中「もの」を「者」に改め、同項第1号中「家財又は」を「家財」に、「こと」を「とき」に改め、同項第2号中「死亡したこと」を「死亡したとき」に、「減少したこと」を「減少したとき」に改め、同項第3号中「こと」を「とき」に改め、同項第4号中「これに」を「これらに」に、「こと」を「とき」に改め、同項第5号中「こと」を「とき」に改め、同条第2項中「よって」を「より」に改める。

第11条第1項中「の各号」を削り、同項ただし書中「同法第317条の6第3項」を「同条第4項」に、「ではない」を「でない」に改め、同条第2項中「（保険料率）」を削り、同条第3項中「こととする」を削る。

第12条第1項中「第115条の38第4項」を「第115条の45第5項」に改め、同条第2

項中「申込」を「申込み」に改め、同条第3項ただし書中「ではない」を「でない」に改める。

附則に次の1条を加える。

(改正法附則第14条に規定する介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置)

第7条 法第115条の45第1項の介護予防・日常生活支援総合事業については、介護予防及び生活支援の体制整備の必要性に鑑み、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から町長が定める日までの間には行わず、町長が定める日の翌日から行うものとする。

2 法第115条の45第2項第4号に掲げる事業については、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から町長が定める日までの間には行わず、町長が定める日の翌日から行うものとする。

3 法第115条の45第2項第5号に掲げる事業については、その事業の実施に必要な準備のため、平成27年4月1日から町長が定める日までの間には行わず、町長が定める日の翌日から行うものとする。

4 法第115条の45第2項第6号に掲げる事業については、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から町長が定める日までの間には行わず、町長が定める日の翌日から行うものとする。

別表中

「

法第115条の38第1項第1号に規定する地域支援事業のうち要介護状態又は要支援状態になるおそれのある第1号被保険者に対して行う事業	通所型介護予防事業	1回につき300円
---	-----------	-----------

」

を

「

法第115条の45第1項に規定する地域支援事業のうち要介護状態又は要支援状態になるおそれのある第1号被保険者に対して行う事業	通所型介護予防事業	1回につき300円
	介護予防普及啓発事業	無料

」

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第4条の規定は、平成27年度分の保険料から適用し、平成26年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

平成27年2月17日提出

大磯町長 中 崎 久 雄